

地域雇用開発支援ワーキングチーム設置要綱

(設置)

第1条 厚生労働省職業安定局地域雇用対策室に地域雇用開発支援ワーキングチーム
(以下「WT」という。)を置く。

(任務)

第2条 WTは、雇用機会が不足している地域において、実践型地域雇用創造事業(以下
「実践事業」という。)等に係る要請等により、実践事業等の進捗・検討状況から課題等
を分析し、必要なアドバイス等を行い、当該事業が着実かつ円滑に実施できるように支
援するものとする。

2 その他、必要に応じて、地域雇用開発の促進に係る会議等に出席し、必要なアドバイ
ス等を行う。

(組織)

第3条 WTは、次に掲げる者のうちから職業安定局長が委嘱し、又は任命する委員8名
以内をもって組織する。

- (1) 地域雇用対策に関する識見を有する者
- (2) その他、本WTの任務を遂行する上で必要な識見を有する者

- 2 前項の委員のほか、前項(1)(2)に掲げる者のうちから必要に応じて、臨時委員を職業安定局長が委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年度間とする。また、再任を妨げない。

- 2 臨時委員の任期は、1年以内の必要と認められる期間とする。また、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第5条 WTに座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、WTを総理し、WTを代表する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長が欠けたとき又は事故にあるときは、その職務を代理する。

(委員の派遣)

第6条 支援が必要な地域への委員の派遣は、厚生労働省職業安定局長の命により行う。

(会議の招集等)

第7条 WTの会議は、座長が召集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 3 会議の定足数は、全委員の半数以上とする。
- 4 会議は、会議内容の性質上、非公開とする。

(秘密保持)

第8条 WTの委員は、職務上、口頭又は配布資料等で得られたすべての情報について厚生労働省職業安定局地域雇用対策室の許可なく発表、公開、漏洩しないこと。委員を退いた後も同様とする。

(旅費・謝金等)

第9条 第6条及び第7条に基づく地域への派遣、会議への出席に係る委員への旅費・謝金等については、国の規定に従い支払うものとする。

(庶務)

第10条 WTの庶務は、厚生労働省職業安定局地域雇用対策室において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、WTの運営に関し必要な事項は、座長がWTに諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年5月8日から適用する。